

令和7年度第1回静岡県障害者施策推進協議会  
令和7年度第1回静岡県障害者差別解消支援協議会  
(合同開催)

日 時：令和7年8月28日(木)

午後1時30分から3時30分まで

会 場：障害者働く幸せ創出センターAB会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

#### (1) 協議事項

##### 第6次静岡県障害者計画の策定について

- ・ 令和6年度静岡県障害のある方の実態調査の結果(資料1、2)
- ・ ふじのくに障害者しあわせプランの進捗状況(資料3、4、5)
- ・ 第6次静岡県障害者計画の骨子案(資料6、7、8)

#### (2) 報告事項

- ・ 障害のある人の工賃向上に向けた民間事業者の取組促進(資料9)
- ・ 東京2025デフリンピック開催に向けた本県の取組(資料10)
- ・ 静岡県障害者差別解消条例の施行状況(資料11)

### 3 閉 会

令和7年度第1回静岡県障害者施策推進協議会  
 令和7年度第1回静岡県障害者差別解消支援協議会

出席者名簿

○委員

(五十音順・敬称略)

差別解消支援協議会	氏名	所属名・役職名	備考
	香野 毅 <small>こうの</small>	静岡大学教育学部教授	会長
	天良 昭彦 <small>てんら</small>	静岡県知的障害者福祉協会会長	会長代理
	岩瀬 輝美	静岡県身体障害者福祉会会長	
	大石 明利	前東海大学短期大学部教授	
	小倉 健太郎	静岡県聴覚障害者協会事務局長	
	篠原 睦美	静岡県自閉症協会事務局	
	高橋 房恵	静岡県手をつなぐ育成会評議員	
	土居 由知	静岡県視覚障害者情報支援センターセンター長	
	西尾 知世	酒井・根木法律事務所弁護士	欠席
	深沢 貴子	静岡県難病団体連絡協議会副理事長	
	松永 憲之	静岡県経営者協会事務局長	欠席
	三浦 一也	医療法人好生会小笠病院診療部長	Zoom参加
	村松 妙子	静岡県精神保健福祉会連合会理事	
	矢部 初江	静岡県作業所連合会・わ	
○	粳田 一博 <small>うるちだ</small>	静岡県人権同和对策室長	
○	中山 靖子	静岡県人権・教員育成室長	
○	加藤 克寿	静岡県障害者支援局長	

○事務局及び幹事

部局等	氏名	職名	備考
健康福祉部	加藤 克寿	障害者支援局長	
	上原 吉人	障害者政策課長	
	渡邊 敏宏	障害者政策課課長代理	
	武田 保誉	障害福祉課長	
	影山 洋子	精神保健福祉室長	
	小池 吉孝	障害福祉課課長代理	
経済産業部	大石 満宏	就業支援局産業人材課多様な人材活躍推進班長	
教育委員会	中村 光宏	特別支援教育課指導班長	
	中山 靖子	教育政策課人権・教員育成室長	
	朝比奈 玲子	高校教育課教育主幹	
	監物 克敏 <small>けんもつ</small>	義務教育課指導班長	

令和7年度第1回静岡県障害者施策推進協議会  
 令和7年度第1回静岡県障害者差別解消支援協議会  
 座 席 表

こうの 香野会長	てんら 天良会長代理
-------------	---------------

高橋委員	●手話通訳者 2人	小倉委員
深沢委員		岩瀬委員
村松委員		大石委員
矢部委員		篠原委員
うるちだ 粳田委員		土居委員
中山委員		

【WEBによる出席委員】 三浦委員
----------------------

渡邊 障害者政策課 課長代理	上原 障害者政策課長	加藤 障害者支援局長 (委員)	武田 障害福祉課長	影山 精神保健福祉室長	小池 障害福祉課 課長代理
----------------------	---------------	-----------------------	--------------	----------------	---------------------

		大石 産業人材課 多様な人材活躍推進班長	中村 特別支援教育課 指導班長	朝比奈 高校教育課 教育主幹	けんもつ 監物 義務教育課 指導班長
--	--	----------------------------	-----------------------	----------------------	-----------------------------

事務局
-----

## 【資料目次】

### <協議事項>

【資料1】 静岡県の障害のある方の現状.....	p. 1
【資料2】 「静岡県障害のある方の実態調査」の結果（概要）.....	p. 2
【資料3】 「ふじのくに障害者しあわせプラン」について.....	p. 11
【資料4】 第5次静岡県障害者計画（現行）.....	p. 12
【資料4-2】 第5次静岡県障害者計画進捗状況（令和6年度実績）.....	p. 14
【資料5】 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（成果目標）.....	p. 17
【資料5-2】 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（活動指標）.....	p. 20
【資料6】 第6次静岡県障害者計画（概要）.....	p. 22
【資料7】 第6次静岡県障害者計画（骨子案）（第5次比較）.....	p. 24
【資料8】 第6次静岡県障害者計画の策定スケジュール.....	p. 25

### <報告事項>

【資料9】 障害のある人の工賃向上に向けた民間事業者の取組促進.....	p. 26
【資料10】 東京2025デフリンピック開催に向けた本県の取組.....	p. 27
【資料11】 静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の施行状況.....	p. 29
【資料11-2】 令和6年度「障害者差別解消相談窓口」の相談状況について.....	p. 31
・参考資料1 静岡県障害者施策推進協議会条例.....	p. 35
・参考資料2 静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例.....	p. 37
・参考資料3 静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則.....	p. 43

## 静岡県の障害のある方の現状

(健康福祉部障害者政策課)

## 1 身体障害のある方の状況

県内の身体障害者手帳所持者は、令和7年3月31日現在で115,816人であり、前年度に比べ1,534人減少した。

◎等級別身体障害者数(令和7年3月31日現在) (単位：人、%)

区 分	重 度		中 度		軽 度		計	うち 65歳以上
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
視 覚 障 害	2,402	2,732	411	557	1,193	279	7,574	5,449
聴 覚 ・ 平 衡	458	2,039	1,157	2,637	35	3,402	9,728	7,338
音 声 ・ 言 語 ・ 咀 嚼	83	58	965	461	-	-	1,567	1,157
肢 体 不 自 由	12,380	10,905	8,498	13,192	5,022	2,851	52,848	35,875
内 部 障 害	27,781	421	7,054	8,843	-	-	44,099	34,377
計	43,104	16,155	18,085	25,690	6,250	6,532	115,816	84,196
構 成 比	37.2%	14.0%	15.6%	22.2%	5.4%	5.6%	100.0%	72.7%

## 2 知的障害のある方の状況

県内の知的障害者療育手帳所持者は、令和7年3月31日現在で41,070人であり、前年度に比べ1,013人増加した。

◎障害の程度別知的障害者数(令和7年3月31日現在) (単位：人、%)

区 分	A (重度)	B (中軽度)	計
18歳未満	2,425	9,122	11,547
18歳以上	9,882	19,641	29,523
計	12,307	28,763	41,070
構成比	30.0	70.0	100

## 3 精神障害のある方の状況

県内で精神障害のため医療機関に入院又は通院している患者数は、令和7年3月31日現在で66,877人であり、前年度に比べ2,761人増加した。

◎精神障害者入院・通院患者数(令和7年3月31日現在) (単位：人、%)

区 分	入 院	通 院	計
患者数	5,032	61,845	66,877
構成比	8.0	92.0	100

※精神障害者保健福祉手帳所持者数 35,931人 (令和7年3月31日現在)

## 4 障害のある方の数 (全体・構成比)

(単位：人・%)

区 分	R6.3.31 (A)		R7.3.31 (B)		人数増減 (B - A)	参 考	
	人数	構成比	人数	構成比		H26.3.31 人数 (C)	増減率 (B / C)
身 体	117,350	53.0	115,816	51.8	△1,534	126,803	91.3
知 的	40,057	18.1	41,070	18.3	1,013	28,324	145.0
精 神	64,116	28.9	66,877	29.9	2,761	42,633	156.9
計	221,523	100.0	223,763	100.0	2,240	197,760	113.1

## 「静岡県障害のある方の実態調査」の結果（概要）

### （要旨）

- ・今回の調査によると、「自分の住んでいる街が、障害のある人にとって安心して暮らせるところだと思う」、「生活に満足している」とした割合は 66.8% で、前回調査に引き続き、概ね横ばいで推移している。
- ・前回調査に引き続き、「70 歳以上の介助者の割合」が 2 割を超える結果となった。一方で、今後、心配なこととして 56.4% の方が「保護者の方がいなくなった後の生活」と回答している。
- ・普段の生活で、3 割以上の方が ICT 機器を使用していないことが判明した。【新規調査】
- ・調査の結果は、「第 6 次静岡県障害者計画」に反映する。

### （調査の概要）

#### 1 調査目的

本調査は、障害のある方の生活の実情と施策に対する意向等を把握し、第 6 次静岡県障害者計画策定の基礎資料とするために実施した。

#### 2 調査内容

障害のある方の生活の実情と施策に対する意向等の 8 分野（39 項目）

- |            |                    |                 |
|------------|--------------------|-----------------|
| ①あなたについて   | ②住まい・暮らし           | ③障害福祉サービス等の利用状況 |
| ④仕事や家計     | ⑤生活の環境や安全・安心       | ⑥社会参加           |
| ⑦悩み事に対する相談 | ⑧その他（生活満足度、行政への希望） |                 |

#### 3 調査方法

調査期間：令和 6 年 9 月～11 月（3 か月間）

区 分	配付数	配付方法
身体障害のある方	4,000	県内の身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者から無作為に抽出し、郵便にて調査票を配付・回収
知的障害のある方	3,000	
精神障害のある方	3,000	県内の精神科医療機関の協力を得て、各医療機関を通じて入通院者に配付し、郵便にて回収
計	10,000	—

#### 4 回収結果

区 分	H28	R2	R6（今回）
発送数	10,000 件	10,000 件	10,000 件
回収件数 (回収率)	4,389 件 (43.9%)	4,615 件 (46.2%)	3,841 件 (38.4%)
身体障害	2,029 件	2,219 件	1,794 件
知的障害	1,177 件	1,221 件	921 件
精神障害	1,115 件	955 件	818 件
その他(無回答ほか)	68 件	220 件	308 件

自分の住んでいる街が、障害のある人にとって安心して暮らせるところだと思う方の割合

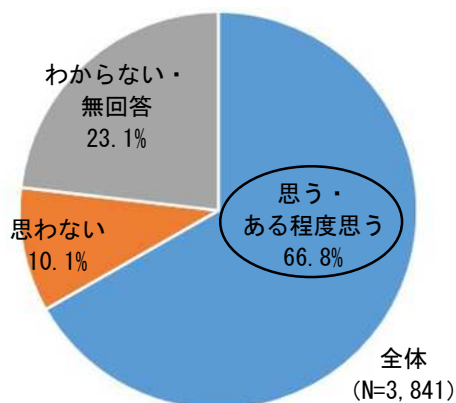
H28 調査  
64.7%

R2 調査  
68.4%

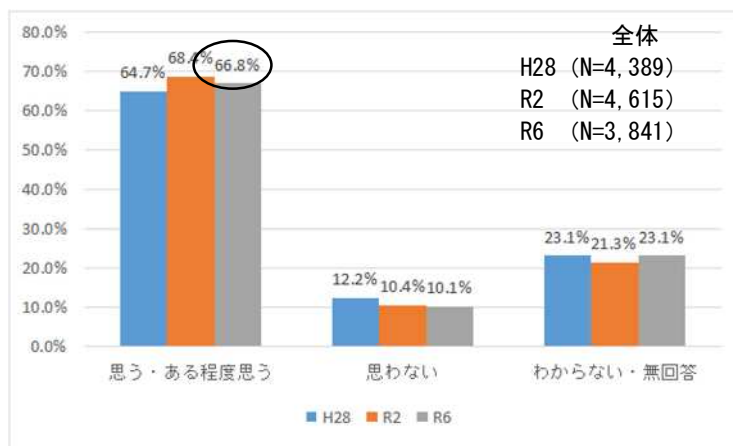
R6 調査  
66.8%

問 自分の住んでいる街が、障害のある人にとって安心して暮らせるところだと思いますか。

【今回調査結果】



【過去の調査との比較】



区分	思う	ある程度思う	思わない	わからない	無回答
H28	19.5%	45.2%	12.2%	17.5%	5.6%
		64.7%	12.2%		23.1%
R2	21.4%	47.0%	10.4%	17.1%	4.2%
		68.4%	10.4%		21.3%
R6	20.3%	46.5%	10.1%	18.6%	4.6%
		66.8%	10.1%		23.1%

「安心して暮らせるところだと思う」及び「ある程度安心して暮らせるところだと思う」を合わせた割合は66.8%と、前回調査結果から1.6ポイント減少しています。今後も、福祉サービスの充実はもとより、交通機関や施設などの「街のバリアフリー化」のみならず、障害に対する県民の理解を深める「心のバリアフリー化」を進めていく必要があります。

差別や虐待を受けたことのある方の割合

H28 調査  
17.4%

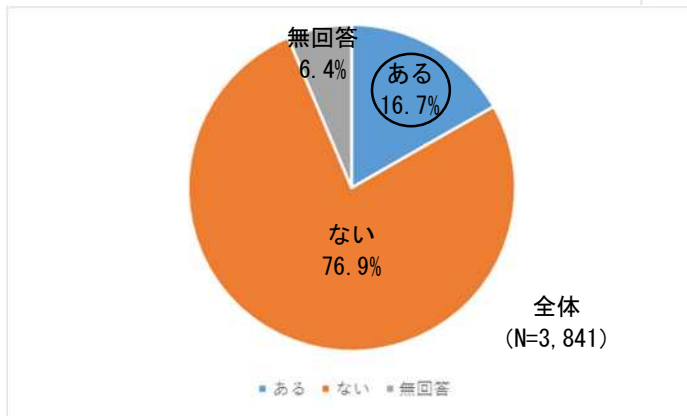
R2 調査  
17.3%

R6 調査  
16.7%

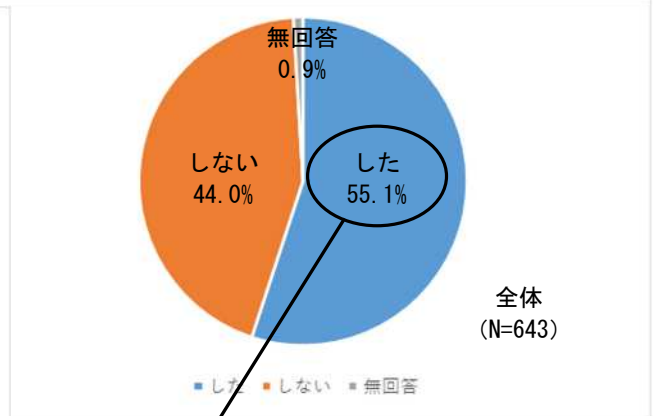
問 生活をしている中で、差別や虐待を受けたことはありますか。

※「虐待」とは身体的な虐待だけでなく、金銭的な虐待、心理的な虐待、性的な虐待を含みます。

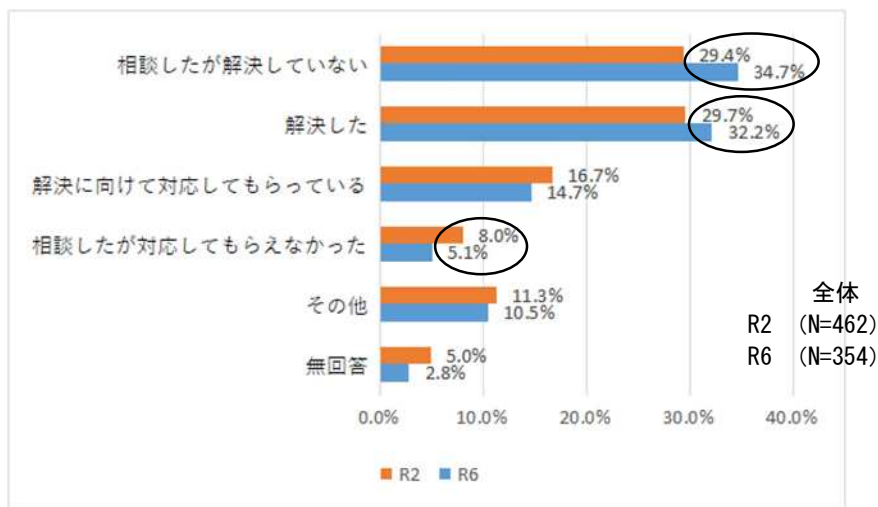
【差別・虐待経験の有無】



【相談経験の有無】



問 (上記において相談した方について) その相談は解決しましたか。



生活の中で、差別や虐待を受けたことが「ある」方の割合は16.7%でした。

差別や虐待を受けたことがある方のうち、55.1%が差別や虐待を受けたことを誰かに相談していますが、「相談したが解決していない」34.7%、「相談したが対応してもらえなかった」5.1%と、4割近くが問題解決に至っていない結果となっています。



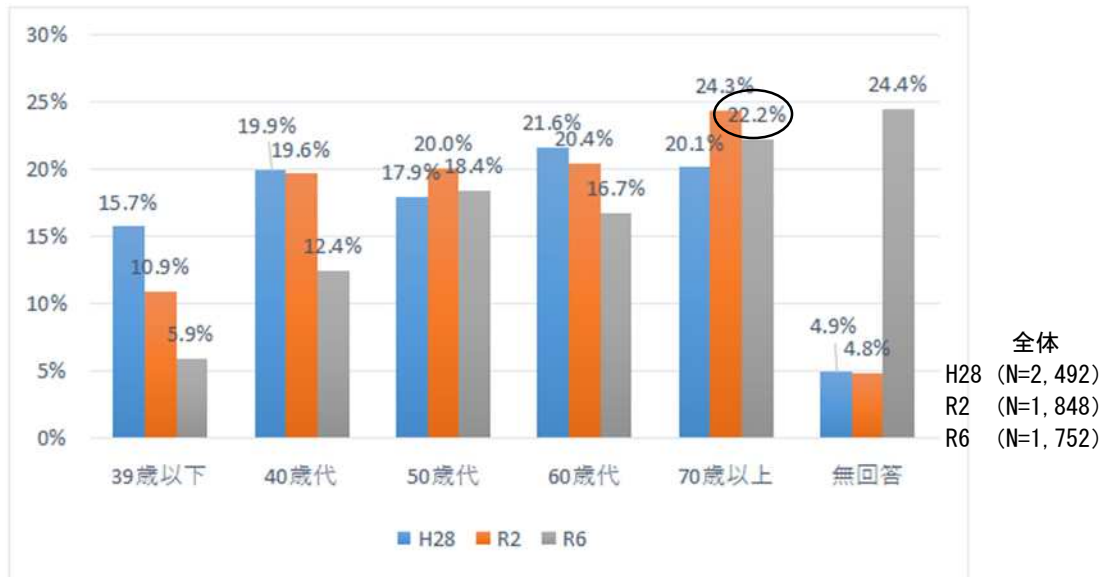
70歳以上の介助者の割合

H28 調査  
20.1%

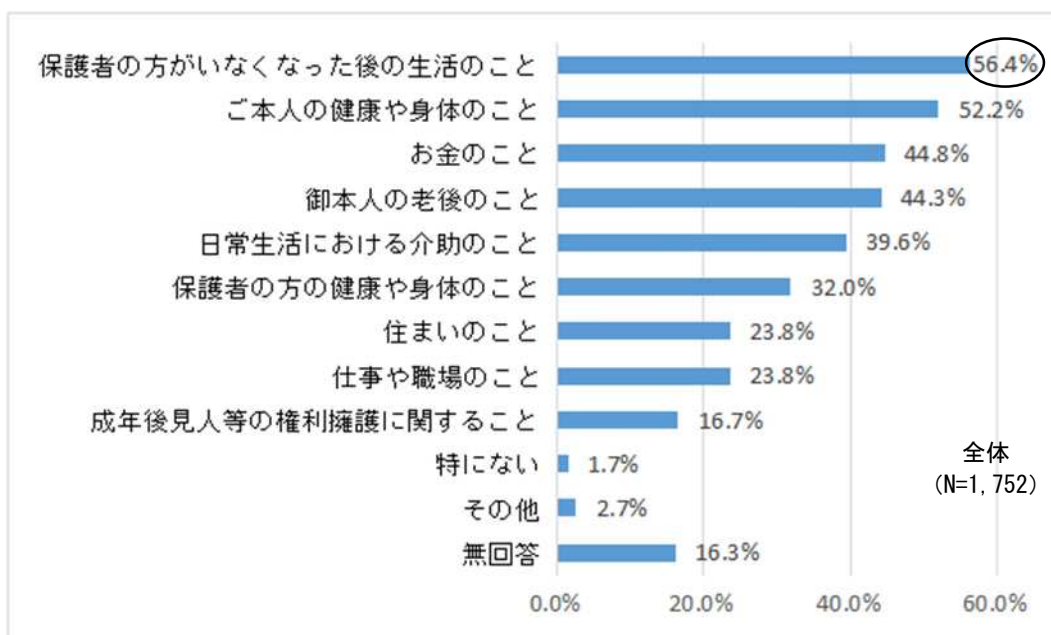
R2 調査  
24.3%

R6 調査  
22.2%

問 あなたを主に介助してくれる方の年齢層を教えてください。(複数回答)



問 御本人が生活していく上で今後心配になることは何ですか(保護者の方への質問)(複数回答)

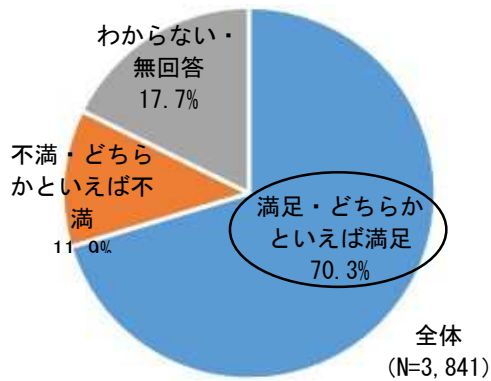


70歳以上の介助者の割合は22.2%と前回調査より2.1ポイント減少しましたが、生活していく上で今後心配になることとして、「保護者の方がいなくなった後の生活のこと」が56.4%と最も回答数が多い結果となりました。

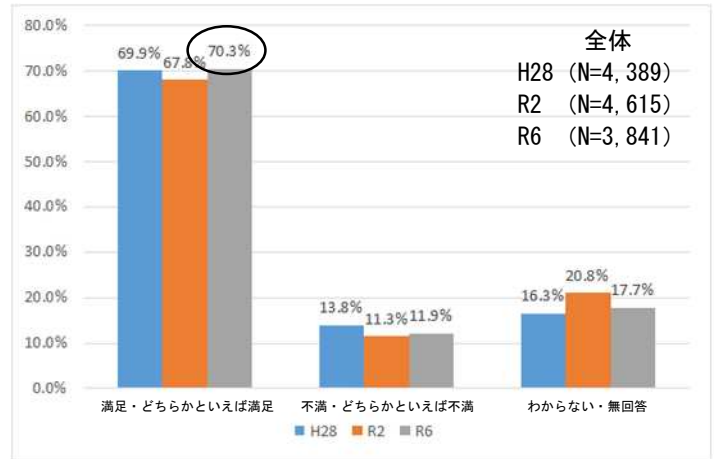
生活に満足している障害のある方の割合	H28 調査 69.9%	R2 調査 67.8%	R6 調査 70.3%
--------------------	-----------------	----------------	----------------

問 あなたは、現在の生活に満足していますか。

【今回調査結果】



【過去の調査との比較】



問 あなたが、現在の生活に不満がある理由を具体的に教えてください。

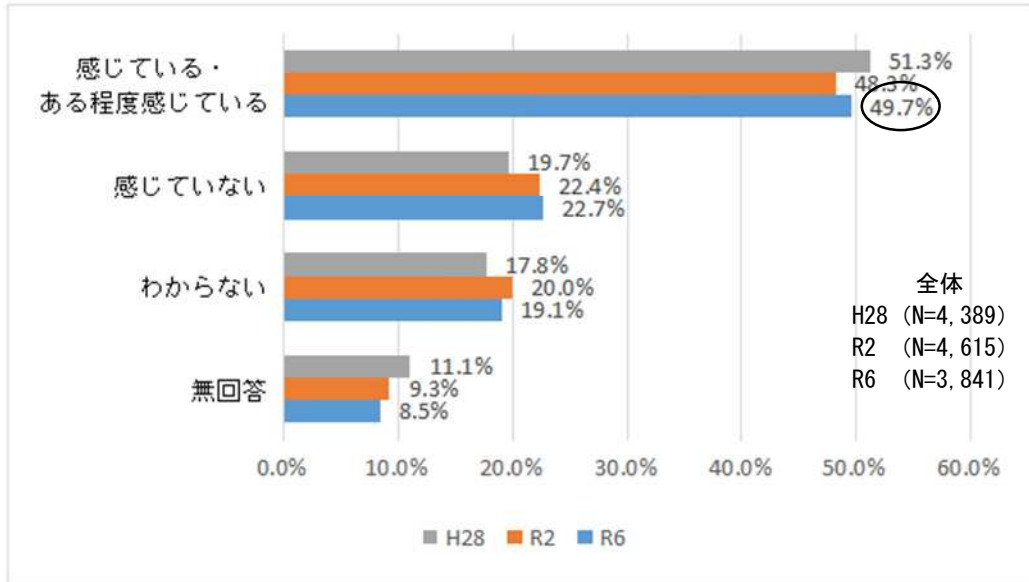
区分	H28	R2	R6	R6-R2
行動に制約があること・やりたいことができないこと	6.2%	16.5%	16.4%	△0.1%
家計・収入・金銭に関すること	20.2%	14.7%	14.6%	△0.1%
自分の体調・障害・病気等に関すること	5.6%	11.3%	12.6%	1.3%
就労に関すること	9.6%	8.3%	7.8%	△0.5%
家族や人間関係に関すること	8.8%	10.6%	7.8%	△2.8%
福祉制度・サービスに関すること	6.4%	4.3%	5.6%	1.3%

「満足している」及び「どちらかといえば満足している」を合わせた割合は70.3%と、前回(67.8%)、前々回(69.9%)の調査結果を上回りました。

一方で、不満がある理由については、前回の調査結果と同様に、「行動に制約があること・やりたいことができないこと」の割合が16.4%と一番多い結果となっています。

日常生活において自立し、社会参加をしていると感じている方の割合	H28 調査 51.3%	R2 調査 48.3%	R6 調査 49.7%
---------------------------------	-----------------	----------------	----------------

問 あなたは、日常生活において自立し、社会参加をしていますと感じていますか。  
 ※ここでいう、「自立」とは、必要とする支援を受けながらも、自分の意思をもって日常生活を送ることを含みます。

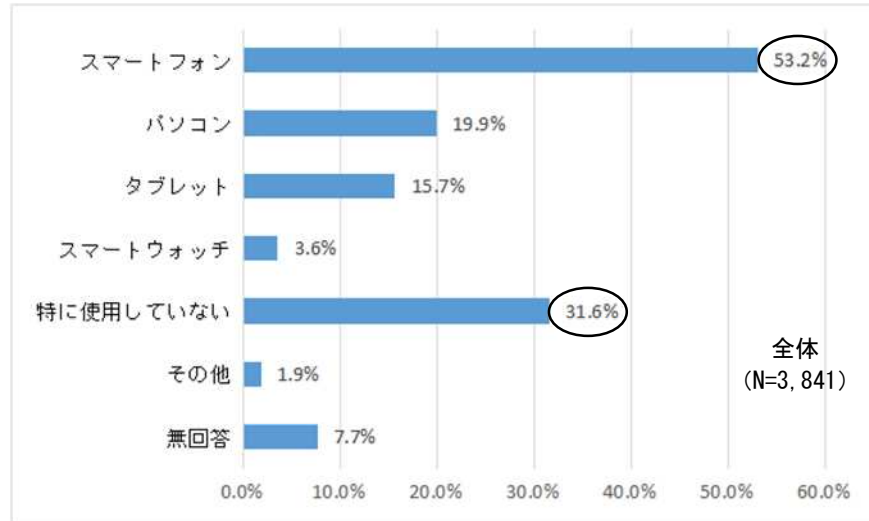


「自立し、社会参加をしていると感じている」及び「ある程度自立し、社会参加をしていると感じている」を合わせた割合は 49.7% となり、前回調査結果から 1.4 ポイント増加しています。

今後、より一層、障害のある方の社会参加への取組を強化する必要があります。

普段の生活でスマートフォンを使用している方の割合	H28 調査 —	R2 調査 —	R6 調査 53.2%
--------------------------	-------------	------------	----------------

問 あなたは普段の生活で、どのような ICT 機器を使用していますか。(複数回答)【新規調査】



(単位：件)

区 分	スマートフォン	パソコン	タブレット	スマートウォッチ	特に使用していない	その他	無回答
10 歳代未満	251	79	193	9	144	6	20
20 歳代	248	96	94	19	60	5	9
30 歳代	202	76	57	22	64	3	22
40 歳代	235	97	65	21	107	6	28
50 歳代	349	138	84	20	159	15	31
60 歳代	274	114	55	27	145	13	37
70 歳以上	355	114	32	13	448	19	110
計	1,914	714	580	131	1,127	67	257

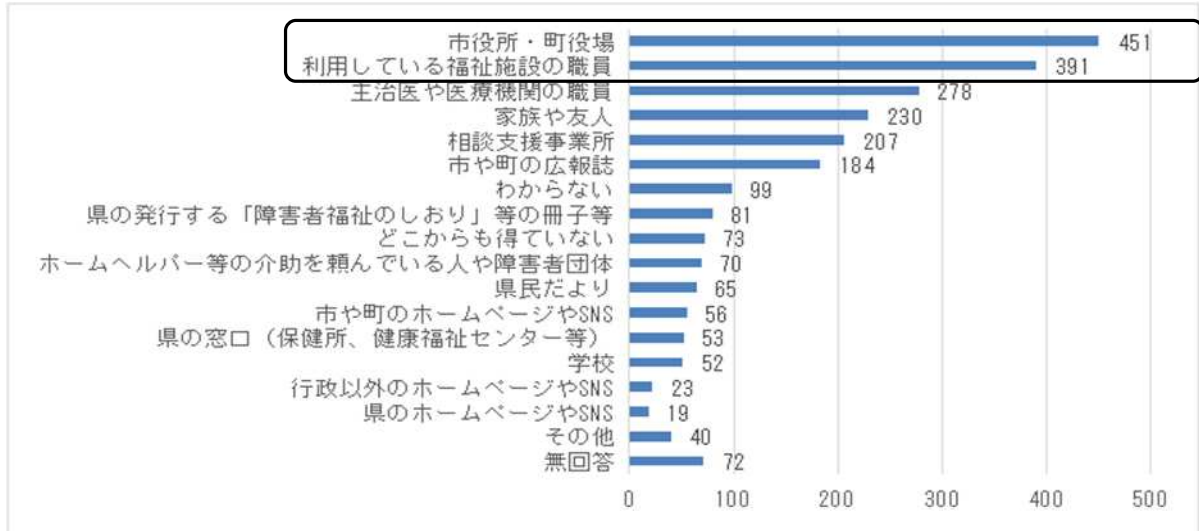
※問2の年齢の設定問において無回答とした者を除く。

普段の生活で 53.2%の方が「スマートフォン」を使用しています。そのほか、パソコンやタブレットを使用しているという結果になりました。

年代別では、全ての世代でスマートフォンが最も使用されているという結果となりました。

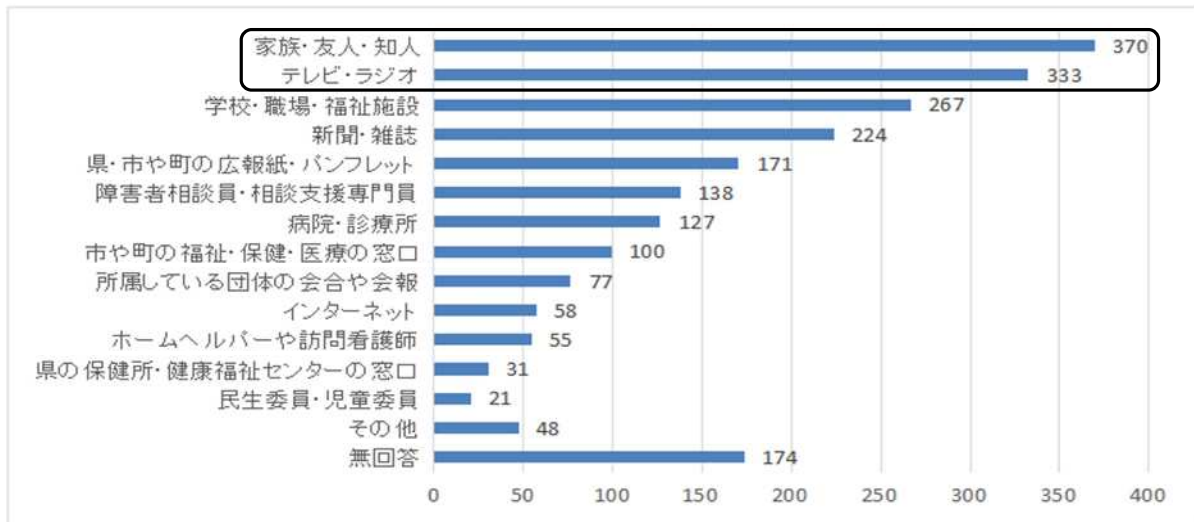
【分析】ICT 機器を「特に使用していない」と回答した方(1,127 人)の情報の入手方法。(複数回答)

①「障害福祉に関する情報」の入手方法（問 15 関係）



障害福祉に関する情報の入手方法は、市役所・町役場が最も多く、次いで利用している福祉施設の職員という結果になりました。

②「社会参加に必要な情報」の入手方法（問 28 関係）



社会参加に必要な情報の入手方法は、家族・友人・知人が最も多く、次いでテレビ・ラジオという結果になりました。

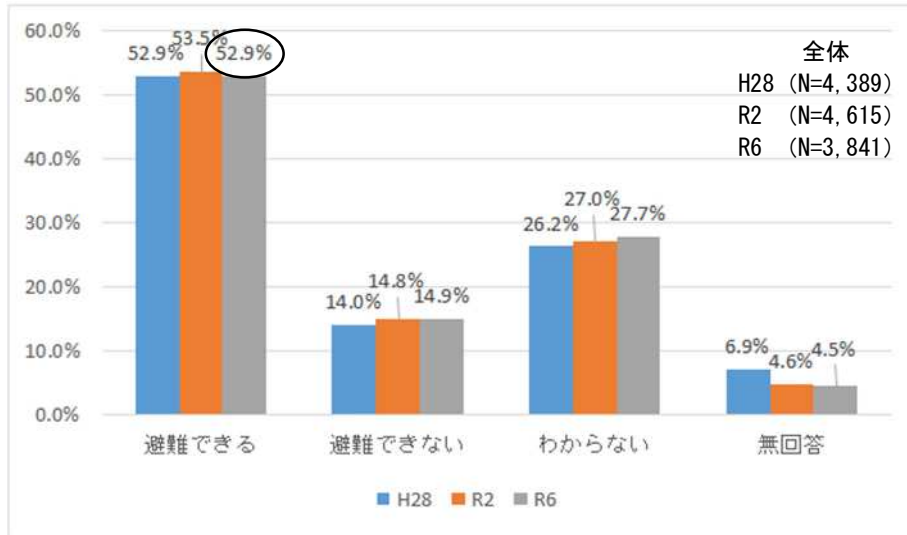
災害等の緊急時に、一人または支援を受けながら安全に避難できる方の割合

H28 調査  
52.9%

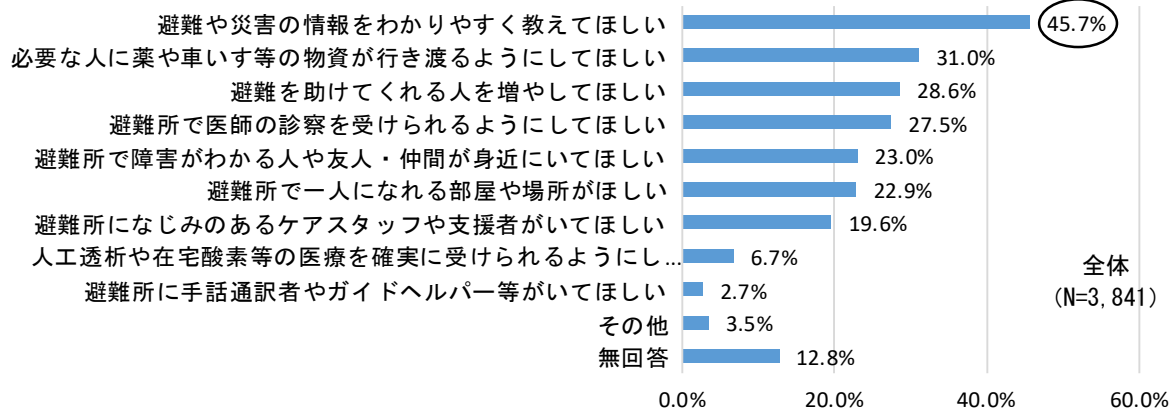
R2 調査  
53.5%

R6 調査  
52.9%

問 あなたは、災害等の緊急時に、自宅または施設から一人でまたは支援を受けながら、安全に避難できる環境にありますか。



問 地震や台風などの災害が発生した時に何が重要だと思いますか。(複数回答)



「避難できる」とした割合は52.9%で、前回(53.5%)、前々回(52.9%)と同水準の調査結果となりました。

また、災害が発生した際には、「避難や災害の情報をわかりやすく教えて欲しい」が45.7%と一番多い結果になっています。

## 「ふじのくに障害者しあわせプラン」について

(健康福祉部障害者政策課)

## 1 計画の位置づけ

区 分	ふじのくに障害者しあわせプラン	
	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第 11 条第 2 項	障害者総合支援法第 89 条 1 項 児童福祉法第 33 条の 22
規定事項	障害者施策の基本的方向性を規定	障害者計画の目標実現に向けた数値目標等の実施計画を規定
具体的内容 (設定事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本理念及び基本目標</li> <li>基本目標に対する県の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果目標 (障害福祉サービス等の提供体制確保のための目標)</li> <li>活動指標 (サービス毎の必要見込量)</li> </ul>
計画期間	第 5 次静岡県障害者計画 (R4～R7)	第 7 期静岡県障害福祉計画 (R6～R8)、 第 3 期静岡県障害児福祉計画 (R6～R8)

## 2 計画期間

種 別	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画		旧総合計画 H26～H29				総合計画 (前期) H30～R3			総合計画 (後期 AP) R4～R7			(策定中)		
ふじのくに 障害者 しあわせ プラン	障害者計画 (障害者基本法)	第 3 次 H25～H29				第 4 次 H30～R3			第 5 次 R4～R7					
	障害福祉計画 (障害者総合支援法)	第 3 期 H24～H26	第 4 期 H27～H29			第 5 期 H30～R2		第 6 期 R3～R5		第 7 期 R6～R8				
	障害児福祉計画 (児童福祉法)					第 1 期 H30～R2		第 2 期 R3～R5		第 3 期 R6～R8				

## 第5次静岡県障害者計画（現行）

（健康福祉部障害者政策課）

## 1 要 旨

「共生社会の実現」、「自立生活の実現」、「安心・安全の実現」の3つの基本理念を実現するために、3本の施策の柱を掲げ、それぞれ現状の課題を分析し、今後県が取り組む施策を具体的に記載することで、基本目標である「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」を目指す。

## 2 計画の位置付け

種 別	内 容	根拠法	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
ふじのくに障害者 しあわせプラン	障害者計画	施策の基本的方向性	障害者基本法			第4次			第5次		
	障害福祉計画	数値目標等の実施計画	障害者総合支援法			第5期		第6期		第7期	
	障害児福祉計画		児童福祉法			第1期		第2期		第3期	

参考：内閣府

障害者基本計画	施策の基本的方向性	障害者基本法	第4次			第5次(～R9)		
---------	-----------	--------	-----	--	--	----------	--	--

## 3 重点項目

区 分	内 容
1 障害者差別解消法の改正に伴う、民間事業者による合理的配慮の提供促進	これまで努力義務であった民間事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されることを踏まえ、県民会議と連携し、一層の理解と促進を図る。
2 「親亡き後」の地域生活継続のための仕組みづくり	「親亡き後」も障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制の整備や、昼間も支援可能なグループホームの整備などにより、地域での自立を支える体制を強化する。
3 新しい生活様式における情報保障の推進と感染症対策の充実	ウィズコロナを踏まえた新しい生活様式において、情報を入手しやすい環境を整備し、障害分野でのICT活用を推進する。また、障害福祉サービス事業所等の感染症対策を推進する。
4 医療的ケア児等に対する支援の充実	医療的ケア児等支援センターを設置するとともに、支援に携わる専門人材の養成など、医療的ケア児等が地域で安心して生活できる支援体制の構築を図る。



## 4 計画骨子

### 基本理念

- 1 障害についての正しい理解を社会に広め、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら『共生する社会』の実現
- 2 障害のある人が権利の主体として、自分の生活を自分で選び、決定し、自分の力を発揮できる『その人らしい自立生活を送ることができる社会』の実現
- 3 障害のある人もない人も『安心・安全に暮らすことのできる社会』の実現

#### 【基本目標】障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

##### I 障害に対する理解と相互交流の促進

- 1 障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進
  - (1) 差別解消の推進
  - (2) 権利擁護の推進
  - (3) 虐待防止対策の推進
  - (4) 福祉教育・地域交流の推進
  - (5) 関係団体等との協働の推進
  - (6) 投票しやすい環境の整備
- 2 情報保障の推進
  - (1) 情報保障の推進
- 3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興
  - (1) 障害者スポーツの振興
  - (2) 文化芸術活動の振興

- 5 地域での保健・医療体制の充実
  - (1) 健康づくりの推進
  - (2) 自殺総合対策の推進
  - (3) ひきこもりの状態にある人に対する支援の充実
  - (4) 地域リハビリテーション体制の充実
  - (5) 質の高い医療及び歯科医療の提供
- 6 施設の防災、防犯、感染症対策の推進
  - (1) 施設における防災体制・防犯対策の充実
  - (2) 施設における感染症対策の充実
- 7 安心して暮らせるまちづくり
  - (1) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの整備促進
  - (2) 誰もが住みやすい住宅整備の促進
  - (3) 地域における防災体制の充実
  - (4) 防犯対策の推進
  - (5) 交通安全対策の推進
  - (6) 消費者としての利益の擁護及び増進

##### II 地域における自立を支える体制づくり

- 1 身近な相談支援体制整備の推進
  - (1) 相談支援の充実
  - (2) 相談支援従事者等の人材育成
- 2 暮らしを支える福祉サービスの充実
  - (1) 地域での支え合い活動の推進
  - (2) 介護保険制度との連携
  - (3) 福祉人材の養成・確保
  - (4) 適切なサービスの確保
  - (5) 施設サービスの充実
  - (6) 福祉用具・身体障害者補助犬の普及・拡充
  - (7) 経済的支援制度の充実と普及・啓発
- 3 施設や病院から地域生活への移行の促進
  - (1) 訪問系・日中活動系サービスの充実
  - (2) 居住の場の充実
  - (3) 精神障害のある人の地域移行の促進
  - (4) 矯正施設退所障害者に対する社会復帰支援の充実
- 4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進
  - (1) 一般就労への支援
  - (2) 障害のある人の雇用の推進
  - (3) 職場定着の支援
  - (4) 福祉的就労への支援
  - (5) 物品及び役務サービスの優先調達の推進

##### III 多様な障害に応じたきめ細かな支援

- 1 早期支援体制の整備
  - (1) 早期発見対策の充実
  - (2) 早期療育の充実
- 2 教育の振興
  - (1) インクルーシブ教育システムの推進と教育相談体制の充実
  - (2) 特別支援教育の充実
- 3 重症心身障害児(者)・医療的ケア児(者)に対する支援の充実
  - (1) 重症心身障害児(者)・医療的ケア児(者)に対する支援
- 4 発達障害のある人に対する支援の充実
  - (1) 発達障害のある人に対する支援
  - (2) 強度行動障害のある人に対する支援
- 5 精神障害のある人に対する支援の充実
  - (1) 精神障害のある人に対する支援
- 6 難病のある人に対する支援の充実
  - (1) 難病患者に対する支援

## 第5次障害者計画進捗状況(令和6年度実績)

## 1 概要

- ・障害者計画では、障害者施策における「現状と課題」に対応した「県の取組」を掲げ、これらの取組の関連指標を設定。毎年度、目標値に対する進捗状況を確認
- ・全52指標の数値目標に対し、令和6年度末時点で、達成率100%が19指標、75%以上100%未満が22指標、50%以上75%未満が9指標、50%未満が2指標となった

## 2 進捗状況の内訳

## (1) 障害に対する理解と相互交流の促進【指標数14】

- ・達成は3指標にとどまっている  
[障害者虐待防止・権利擁護研修参加者数 ほか2指標]
- ・未達成のうち、半数の7指標が75%未満の状況。最終年度である本年度に達成に向け取組を加速するとともに、次期計画への反映に検討が必要

## (2) 地域における自立を支える体制づくり【指標数25】

- ・達成は11指標、75%以上の達成を含めると24指標が順調に進捗している  
[相談支援専門員養成数、日中サービス支援型グループホーム1ヶ月当たり利用人数 ほか22指標]

## (3) 多様な障害に応じたきめ細かな支援【指標数13】

- ・達成は5指標、75%以上の達成を含めると10指標が順調に進捗している  
[放課後等デイサービス事業所設置数 ほか8指標]

施策の3本柱		達成状況			
I	障害に対する理解と相互交流の促進 【指標数14】	達成		◎	3
		未達成	～100%未満	○	4
			～75%未満	△	6
			～50%未満	×	1
II	地域における自立を支える体制づくり 【指標数25】	達成		◎	11
		未達成	～100%未満	○	13
			～75%未満	△	1
			～50%未満	×	0
III	多様な障害に応じたきめ細かな支援 【指標数13】	達成		◎	5
		未達成	～100%未満	○	5
			～75%未満	△	2
			～50%未満	×	1
計 【指標数52】		達成		◎	19
		未達成	～100%未満	○	22
			～75%未満	△	9
			～50%未満	×	2

【第5次静岡県障害者計画】

指標別進捗状況（令和6年度実績）

I 障害に対する理解と相互交流の促進							
指標	(年度)現状値	目標	(2022年度)R4実績	(2023年度)R5実績	(2024年度)R6実績	R6進捗状況	
1	障害を理由とする差別解消推進県民会議参画団体数 (2020年度)266団体	340団体	272団体	280団体	281団体	82.6%	○
2	障害者差別解消支援協議会による助言・あっせん申立て件数 (2020年度)0件	毎年度0件	0件	0件	0件	100.0%	◎
3	ヘルプマーク周知啓発出前講座等開催数 (2020年度)2回	毎年度12回	4回	6回	6回	50.0%	△
4	声かけサポーター養成数 (2020年度)255人	毎年度250人	170人	162人	191人	76.4%	○
5	「人権尊重の意識が生活の中に定着した県」と感じる人の割合 (2021年度)39.5%	(2025年度)50%以上	42.1%	37.7%	30.4%	60.8%	△
6	人権啓発講座等参加者数 (2020年度)18,940人	毎年度3万人	18,501人	25,248人	25,389人	84.6%	○
7	障害者虐待防止・権利擁護研修参加者数 (2019年度)299人	(2021～25年度)累計1,500人	(2021～22年度)累計874人	(2021～23年度)累計1,413人	(2021～24年度)累計1,985人	132.3%	◎
8	保育・介護体験実習を行った高等学校の割合 (2020年度)26.4%	(2025年度)100%	53.3%	79.5%	88.8%	88.8%	○
9	投票所のうち、入口に段差のない投票所又は段差を解消するための措置が採られた投票所の割合 (2021年度)100%	(毎年度)100%（維持）	100%	100%	100.0%	100.0%	◎
10	手話通訳者養成研修修了者 (2016～20年度)平均29.8人	(2022～25年度)累計120人	(2022年度)13人	(2022～23年度)累計18人	(2022～24年度)累計47人	39.2%	×
11	「手話であいさつを」運動参加者数 —	毎年度2,000人	1,579人	1,397人	1,399人	70.0%	△
12	自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合 (2020年度)48.3%	(2024年度)70%	(調査未実施)	(調査未実施)	49.7%	71.0%	△
13	静岡県障害者スポーツ大会（わかふじスポーツ大会）への参加者数 (2020年度)454人	毎年度3,000人	1,887人	2,085人	2,174人	72.5%	△
14	静岡県ふじのくに芸術祭参加者・鑑賞者数（ふじのくに芸術祭の参加者及び鑑賞者数） (2019年度)26,114人	(2025年度)35,000人	30,967人	27,405人	25,415人	72.6%	△

II 地域における自立を支える体制づくり							
指標	(年度)現状値	目標	(2022年度)R4実績	(2023年度)R5実績	(2024年度)R6実績	R6進捗状況	
15	地域生活支援拠点等設置数 (2020年度)14箇所	(2025年度)24箇所	17箇所	22箇所	22箇所	91.7%	○
16	相談支援専門員養成数 (2020年度)85人	毎年度120人	137人	117人	153人	127.5%	◎
17	障害のある人を受け入れている介護サービス事業所数 (2021年度)62箇所	(2025年度)90箇所	65箇所	74箇所	(2025年度)74箇所	82.2%	○
18	地域福祉コーディネーター養成者数 (2020年度)398人	(毎年度)30人養成	24人	26人	26人	86.7%	○
19	障害福祉サービス1か月当たり利用人数 (2020年度)31,025人	(2025年度)39,703人	34,084人	35,544人	38,129人	96.0%	○
20	障害福祉サービス事業所数 (2020年度)2,220箇所	(2023年度)2,774箇所	2,491箇所	2,597箇所	2,687箇所	96.9%	○
21	たんの吸引登録研修機関数 (2020年度)12箇所	(2025年度)15箇所	17箇所	17箇所	19箇所	126.7%	◎
22	身体障害者補助犬利用希望者に対する給付率 (2020年度)100%	(2025年度)100%	100%	100%	100%	100.0%	◎
23	福祉施設の入所者の地域生活への移行 (2016～19年度)累計196人	(2020～23年度)累計206人	(2020～22年度)累計166人	(2020～23年度)累計231人	(2021～24年度)累計223人	108.3%	◎
24	日中サービス支援型グループホーム1ヶ月当たり利用人数 (2020年度)232人	(2025年度)521人	731人	1,297人	1,406人	269.9%	◎
25	精神病床における1年以上長期入院患者数 (2020年度)3,188人	(2023年度)2,783人（以下）	2,924人	2,850人	2,803人	99.3%	○
26	精神障害者地域移行定着推進研修の修了者数 (2019年度)120人	(2022～25年度)累計500人	累計115人	累計255人	累計388人	77.6%	○
27	障害者雇用率 (2021年度)2.28%	(2025年度)2.40%	2.32%	2.37%	2.43%	101.3%	◎
28	障害者雇用推進コーディネーター支援による就職者数 (2020年度)537人	(2025年度)650人	564人	725人	674人	103.7%	◎
29	障害者働く幸せ創出センターの年間受発注仲介件数 (2020年度)1,071件	(2025年度)1,200件	1,251件	1,234件	1,224件	102.0%	◎
30	障害者歯科対応研修受講者数（2013年までは障害者歯科相談医数） (2016年度)454人	(2022年度)550人	607人	633人	667人	121.3%	◎
31	自殺対策ネットワーク設置市町数 (2020年度)27市	(2025年度)全市町	27市	30市	30市町	85.7%	○
32	自殺による死亡者数 (2020年)583人	(2025年)500人未満	(2022年)605人	(2023年)609人	(2024年概数)527人	94.9%	○
33	ゲートキーパー養成数 (～2020年度)累計56,319人	(～2025年度)累計75,000人	累計64,605人	累計70,638人	累計74,502人	99.3%	○
34	こころのセルフケア講座受講者数 (2020年度)45人	(2022～25年度)累計800人	累計194人	累計349人	累計578人	72.3%	△
35	ひきこもり状態にある人の「居場所」利用者数 (2020年度)448人	(2025年度)880人	897人	968人	984人	111.8%	◎
36	自分の住んでいる街が、安心して暮らせるところだと思っている障害のある人の割合 (2020年度)68.4%	(2024年度)70.0%	(調査未実施)	(調査未実施)	66.8%	95.4%	○
37	通学路合同点検に基づく交通安全対策実施率（箇所数） (2020年度)77.2%（265箇所）	(2025年度)100.0%（343箇所）	86.9%（298箇所）	89.2%（306箇所）	92.4%（317箇所）	92.4%	○
38	乗降客2,000人/日以上の駅のユニバーサルデザイン化の割合（身体障害者対応型エレベーターやスロープ等の設置による段差の解消等、駅施設のバリアフリー化の整備率） (2020年度)86.2%	(2025年度)100.0%	87.7%	89.5%	88.7%	88.7%	○
39	地域防災力強化人材育成研修修了者数 (2017～20年度)累計24,276人	(2022～25年度)累計26,600人	(2022年度)31,732人	(2022～23年度)累計33,455人	(2022～24年度)累計32,307人	120.4%	◎

Ⅲ 多様な障害に応じたきめ細かな支援							
	指標	(年度) 現状値	目標	(2022年度) R4実績	(2023年度) R5実績	(2024年度) R6実績	R6進捗状況
40	新生児聴覚スクリーニング検査受検率	—	(毎年度) 100%	97.9%	97.9%	98.0%	98.0% ○
41	児童発達支援センター設置市町数	(2020年度) 21市町	(2023年度) 22市町	21市町	21市町	21市町	95.5% ○
42	特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合	(2020年度) 小学校 99.4% 中学校 98.8% 高等学校 92.2%	(2025年度) 100%	小学校 100.0% 中学校 98.2% 高等学校 97.3%	小学校 99.7% 中学校 98.8% 高等学校 99.1%	小学校 100% 中学校 99.4% 高等学校 98.2%	小学校 100% 中学校 99.4% 高等学校 98.2% ○
43	特別な支援が必要な幼児児童生徒のうち個別の指導計画が作成されている人数の割合	(2018年度) 幼稚園 93.6% 小学校 90.3% 中学校 89.1% 高等学校 49.6%	(2025年度) 幼稚園 100% 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 75%	(2022年度) 幼稚園 90.9% 小学校 91.7% 中学校 93.0% 高等学校 89.4%	(2023年度) 幼稚園 90.3% 小学校 95.8% 中学校 95.0% 高等学校 86.8%	幼稚園国調査なし 小学校国調査なし 中学校国調査なし 高等学校 84.5%	幼稚園国調査なし 小学校国調査なし 中学校国調査なし 高等学校 84.5% ○
44	居住地域の小・中学校との交流を行った特別支援学校の児童生徒数	(2020年度) 690人	(2025年度) 1,500人	948人	1,078人	1,074人	71.6% △
45	放課後等デイサービス事業所設置数	(2020年度) 484箇所	(2023年度) 638箇所	614箇所	661箇所	699箇所	109.6% ◎
46	特別支援学校高等部生徒の進路選択のための実習先数	(2020年度) 1,648箇所	毎年1,850箇所	1,810箇所	1,954箇所	2,065箇所	111.6% ◎
47	重症心身障害児(者)の支援に携わる専門人材養成数	(2018～20年度) 累計313人	(2022～25年度) 累計500人	193人	429人	656人	131.2% ◎
48	発達障害児者の支援に携わる専門人材養成数	(2018～20年度) 累計657人	(2022～25年度) 累計800人	(2022年度) 461人	(2022～23年度) 累計2,136人	(2022～24年度) 累計4,559人	569.9% ◎
49	多様な精神疾患等ごとの拠点医療機関設置数	(2020年度) 156箇所	(2025年度) 226箇所	179箇所	178箇所	159箇所	70.4% △
50	依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数	(2020年度) 36人	(2022～25年度) 累計316人	(2022年度) 75人	(2022～23年度) 累計122人	(2022～24年度) 累計148人	46.8% ×
51	県及び政令市難病相談支援センター等における支援件数(相談完結件数)	(2020年度) 884件	(2025年度) 1,000件	890件	1,267件	1,217件	121.7% ◎
52	難病患者ホームヘルパー養成研修受講者数	(～2020年度) 累計3,378人	(～2025年度) 累計3,800人	(～2022年度) 累計3,562人	(～2023年度) 累計3,608人	(～2024年度) 累計3,617人	95.2% ○

## 第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画（成果目標）

【県全体】

※「第 7 期」は、「第 7 期障害福祉計画」及び「第 3 期障害児福祉計画」のことをいう。

## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

## (1)施設入所者数の減少

(下段：減少率)

区 分	入所者数			a-b	a-c
	基準値(R4) a	実績値(R6) b	目標値(R8) c		
第 7 期	3,358	3,327	3,219	31	139
				(0.9%)	(4.3%)

## (2) 入所施設からの地域移行者数

(下段：移行率)

区 分	入所者数	移行者数	
	基準値(R4)	実績値(R5~R6累計)	目標値(R5~R8累計)
第 7 期	3,358	102	212
		(3.0%)	(6.3%)

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

## (1)精神病床における 1 年以上長期入院患者数

(下段：減少数)

区 分	在院者数		
	基準値(R4)	実績値(R6)	目標値(R8)
第 7 期	2,924	2,803	2,772
		(121)	(152)

## (2) 精神病床における早期退院率

(下段：増加率)

区 分	基準点	退院率		
		基準値(R2)	実績値(R6)	目標値(R8)
第 7 期	入院後 3ヶ月時点	63.6%	63.3% (△0.3%)	68.9% (+5.3%)
	入院後 6ヶ月時点	82.3%	81.2% (△1.1%)	84.5% (+2.2%)
	入院後	89.5%	89.0% (△0.5%)	91.0% (+1.5%)

## 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

区 分	拠点数		
	基準値(R4)	実績値(R6)	目標値(R8)
第 7 期	17	22	25

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1)福祉施設から一般就労した人の数

区 分	就労者数			b/a	c/a
	基準値(R3) a	実績値(R6) b	目標値(R8) c		
第7期	538	594	773	1.10倍	1.44倍

(2)一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用数【新規】

区 分	利用者数			b/a	c/a
	基準値(R3) a	実績値(R6) b	目標値(R8) c		
第7期	170	146	276	0.86倍	1.62倍

(3)就労移行支援事業所のうち、就労移行率が5割以上の事業所割合【新規】

区 分	事業所割合		
	基準値	実績値(R6)	目標値(R8)
第7期	—	92.2%	57.7%

(4)就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所割合【新規】

区 分	事業所割合		
	基準値	実績値(R6)	目標値(R8)
第7期	—	80.4%	44.8%

5 障害児支援の提供体制の整備等

区 分	項 目		基準値(R4)	実 績(R6)	目 標(R8)
第7期	令和8年度末までに児童発達支援センターを設置		21市町で配置	21市町で配置	24市町で配置
	令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用したインクルージョンを推進する体制構築		保育所等訪問支援を利用できる体制構築 30市町で確保	24市町で配置	24市町で構築
	令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する事業所の確保		主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 児童発達：23市町で確保 放課後デイ：25市町で確保	25市町で配置	27市町で確保
	令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置	県	配 置	配 置	配 置
		圏 域	全8圏域で配置	全8圏域で配置	全8圏域で配置
		市 町	31市町で配置	29市町で配置	34市町で配置
	令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	県	配 置	配 置	配 置
		圏 域	県内の7圏域で配置	県内の7圏域で配置	県内の7圏域で配置
市 町		21市町で配置	21市町で配置	27市町で配置	

6 相談支援体制の充実・強化等

区 分	項 目	参考値(R4)	実 績(R6)	目 標(R8)
第7期	令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置	15市町で設置	18市町で設置	33市町で設置

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

区 分	項 目		基準値(R4)	実 績(R6)	目 標(R8)
第7期	令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	県	構 築	構 築	構 築
		市 町	21市町で構築	29市町で構築	34市町で構築

## 第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画（活動指標）

【県全体】

## ○訪問系サービス

（1月あたり）

区 分		R5実績	R6実績 A	R6計画 B	進捗率B/A	R8計画
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、重度 障害者等包括支援	利用者数（人）	4,773	4,915	5,296	92.8%	5,703
	利用量（時間分）	113,411	116,845	124,930	93.5%	140,485

## ○日中活動系サービス

（1月あたり）

区 分		R5実績	R6実績 A	R6計画 B	進捗率B/A	R8計画
生活介護	利用者数（人）	7,673	7,736	8,142	95.0%	8,567
	利用量（人日）	147,191	148,986	160,473	92.8%	166,363
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人）	75	64	121	52.9%	155
	利用量（人日）	844	742	1,344	55.2%	1,716
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人）	321	389	383	101.6%	420
	利用量（人日）	4,568	5,577	5,922	94.2%	6,493
就労移行支援	利用者数（人）	865	885	971	91.1%	1,059
	利用量（人日）	14,597	15,017	16,794	89.4%	18,526
就労継続支援（A型）	利用者数（人）	2,754	2,872	2,964	96.9%	3,326
	利用量（人日）	53,181	51,413	59,838	85.9%	67,186
就労継続支援（B型）	利用者数（人）	9,716	10,703	10,087	106.1%	10,966
	利用量（人日）	168,029	184,146	181,765	101.3%	196,841
就労定着支援	利用者数（人）	477	508	523	97.1%	623
療養介護	利用者数（人）	468	459	502	91.4%	531
福祉型短期入所	利用者数（人）	1,365	1,575	1,538	102.4%	1,734
	利用量（人日）	7,925	9,350	9,369	99.8%	10,498
医療型短期入所	利用者数（人）	161	162	153	105.9%	164
	利用量（人日）	725	668	686	97.4%	753
日中活動系サービス計	利用者数（人）	23,875	25,353	25,384	99.9%	27,545
	利用量（人日）	397,060	415,899	436,191	95.3%	468,376

※日中活動系サービス計のうち利用量については「就労定着支援」「療養介護」を含まない



## ○居住系サービス

(1月あたり)

区 分		R5実績	R6実績 A	R6計画 B	進捗率B/A	R8計画
自立生活援助	利用者数 (人)	13	21	42	50.0%	54
共同生活援助	利用者数 (人)	4,000	4,513	4,290	105.2%	5,088
	うち日中サービス支援型 利用者数 (人)	1,154	1,406	994	141.4%	1,278
施設入所支援	利用者数 (人)	3,230	3,327	3,305	100.7%	3,219

## ○計画相談支援

(年度あたり)

区 分		R5実績	R6実績 A	R6計画 B	進捗率B/A	R8計画
計画相談支援	利用者数 (人)	27,450	29,286	26,650	109.9%	28,628
障害児相談支援	利用者数 (人)	15,460	16,546	16,743	98.8%	19,254
地域移行支援	利用者数 (人)	39	33	65	50.8%	86
地域定着支援	利用者数 (人)	137	140	168	83.3%	186

## ○障害児支援等

(1月あたり)

区 分		R5実績	R6実績	R6計画	進捗率	R8計画
児童発達支援	利用者数 (人)	5,043	5,441	5,370	101.3%	6,418
	利用量 (人日)	43,113	47,629	50,164	94.9%	58,650
放課後等デイサービス	利用者数 (人)	10,618	11,558	10,954	105.5%	12,174
	利用量 (人日)	130,308	143,314	148,627	96.4%	166,275
保育所等訪問支援	利用者数 (人)	734	840	601	139.8%	817
	利用量 (人日)	959	1,138	1,322	86.1%	1,830
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人)	8	10	21	47.6%	26
	利用量 (人日)	31	43	111	38.7%	128

## ○医療的ケア児コーディネーター配置人数

(年度あたり)

区 分		R5実績	R6実績	R6計画	進捗率	R8計画
医療的ケア児コーディネーター配置人数	配置人数 (人)	135	147	153	96.1%	175

## 第6次静岡県障害者計画（概要）

（健康福祉部障害者政策課）

## 1 概要

- ・県内の障害のある人が、住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすため、障害の有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とし、障害者基本法に規定する基本的施策を踏まえ、県として取り組む施策を定める。
- ・計画の策定にあたっては、当事者の意見聴取を行い計画に反映する。

## 2 内容

## (1) 計画の位置付け

区 分		内 容	根 拠	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
ふじのくに障害者 しあわせプラン	障害者計画	○施策の基本的方向性 ・基本理念・基本目標 ・基本目標に対する県の取組	障害者基本法	第5次			第6次				
	障害福祉計画	○数値目標等の実施計画 ・成果目標 (サービス提供体制)	障害者総合支援法	第6期	第7期		第8期				
	障害児福祉計画	・活動指標 (サービス必要見込量)	児童福祉法	第2期	第3期		第4期				
県総合計画				後期AP		(策定中)					

## (2) 第6次障害者計画の計画期間

令和8～11年度（4年間）

## (3) 第6次障害者計画におけるポイント（重点施策）

## ア 合理的配慮に関する各種施策の更なる推進

- ・令和6年4月の障害者差別解消法の改正法の施行に伴い、事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されたことを受け、本県における差別解消に関する取組の一層の強化を図る

## イ 「親亡き後」の地域生活継続のための仕組みづくり

- ・障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制の強化やグループホームの整備促進等に引き続き取り組む。

## ウ 大規模地震や風水害等の災害発生時に向けた防災体制の充実

- ・昨年1月の能登半島地震の発生や、昨今の激甚化する風水害等を踏まえ、緊急時における、障害者に対する安全確保に向けた防災体制の充実を図る。

## エ 医療的ケア児等に対する支援の充実

- ・本年度、医療的ケア児等の実態把握調査を実施することから、調査結果を踏まえ必要な支援施策について盛り込んでいく予定。

## (4) 当事者意見の反映

計画の策定にあたっては、課題やニーズ、施策等を当事者目線で検討するため、当事者の意見を伺う機会を設ける。

### 3 国の制度改正等への対応

#### (1) 国の第5次基本計画 (R5～R9)

区 分	施 行 (公 布)	概 要
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	R6. 4 (R3. 6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び県、市町の役割分担、連携協力に資する相談体制整備。</li> <li>・職員、事業者等への研修・啓発の実施</li> <li>・事業者による「合理的配慮の提供」の義務化</li> </ul>
精神保健福祉法	R6. 4 (R4. 12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が実施する精神保健に関する相談支援への援助</li> <li>・都道府県による入院者訪問支援事業の実施</li> </ul>
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)	R4. 5 (R4. 5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進 (基本理念)</li> <li>・障害の種類・程度に応じた手段の選択ができる</li> <li>・日常生活・社会生活を営む地域にかかわらず等しく情報取得ができる</li> <li>・障害者でないものと同一内容の情報を同一時点において取得できる</li> <li>・高度情報通信ネットワークの利用情報通信技術の活用</li> </ul>

#### (2) 関連法制の改正

区 分	施 行 (公 布)	概 要
自殺対策基本法の一部を改正する法律	R8. 4 (R7. 6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもに係る自殺対策推進のための体制整備・措置やデジタル技術を活用した施策の展開等について規定</li> <li>・学校について関係者との連携を図りつつこどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記</li> </ul>
手話に関する施策の推進に関する法律	R7. 6 (R7. 6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話に関する施策を総合的に推進 (基本理念)</li> <li>・手話の習得・使用に関する施策において、手話を必要とする者等の意思を尊重し、合理的配慮がなされるための環境を整備</li> <li>・手話文化の保存・継承・発展を図る</li> <li>・手話に関する国民の理解と関心を深める</li> </ul>
精神保健福祉法	R6. 4 (R4. 12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が実施する精神保健に関する相談支援への援助【再掲】</li> <li>・都道府県による入院者訪問支援事業の実施【再掲】</li> <li>・精神科病院における虐待事案の都道府県への通報義務</li> </ul>
障害者の雇用の促進等に関する法律	R6. 4 (R4. 12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定雇用率の引き上げ 民間事業主 R6. 4 : 2. 5%、R8. 7～ : 2. 7% 国及び地方 R6. 4 : 2. 8%、R8. 7～ : 3. 0%</li> </ul>
難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針	R4. 2 策 定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村、児童発達支援センター等と連携した中核的機能を果たす体制の確保の推進</li> <li>・新生児聴覚スクリーニング検査から療育につなげる体制整備のための協議の場の設置</li> </ul>

第5次静岡県障害者計画【令和4年度～令和7年度】			
3 本 柱	大 柱	中 柱	
I	障害に対する理解と相互交流の促進	1 障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進 (1) 差別解消の推進 (2) 権利擁護の推進 (3) 虐待防止対策の推進 (4) 福祉教育・地域交流の推進 (5) 関係団体等との協働の推進 (6) 投票しやすい環境の整備	
		2 情報保障の推進 (1) 情報保障の推進	
		3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興 (1) 障害者スポーツの振興 (2) 文化芸術活動の振興	
		II 地域における自立生活を支える体制づくり	1 身近な相談支援体制整備の推進 (1) 相談支援の充実 (2) 相談支援従事者等の人材育成
			2 暮らしを支える福祉サービスの充実 (1) 地域での支え合い活動の推進 (2) 介護保険制度との連携 (3) 福祉人材の養成・確保 (4) 適切なサービスの確保 (5) 施設サービスの充実 (6) 福祉用具・身体障害者補助犬の普及・拡充 (7) 経済的支援制度の充実と普及・啓発
			3 施設や病院から地域生活への移行の促進 (1) 訪問系・日中活動系サービスの充実 (2) 居住の場の充実 (3) 精神障害のある人の地域移行の促進 (4) 矯正施設退所障害者に対する社会復帰支援の充実
			4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進 (1) 一般就労への支援 (2) 障害のある人の雇用の推進 (3) 職場定着の支援 (4) 福祉的就労への支援 (5) 物品及び役務サービスの優先調達の推進
	5 地域での保健・医療体制の充実 (1) 健康づくりの推進 (2) 自殺総合対策の推進 (3) ひきこもりの状態にある人に対する支援の充実 (4) 地域リハビリテーション体制の充実 (5) 質の高い医療及び歯科医療の提供		
	6 施設の防災、防犯、感染症対策の推進 (1) 施設における防災体制・防犯対策の充実 (2) 施設における感染症対策の充実		
	7 安心して暮らせるまちづくり (1) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの整備促進 (2) 誰もが住みやすい住宅整備の促進 (3) 地域における防災体制の充実 (4) 防犯対策の推進 (5) 交通安全対策の推進 (6) 消費者としての利益の擁護及び増進		
	III 多様な障害に応じたきめ細かな支援		1 早期支援体制の整備 (1) 早期発見対策の充実 (2) 早期療育の充実
			2 教育の振興 (1) インクルーシブ教育システムの推進と教育相談体制の充実 (2) 特別支援教育の充実
			3 重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）に対する支援の充実 (1) 重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）に対する支援
			4 発達障害のある人に対する支援の充実 (1) 発達障害のある人に対する支援 (2) 強度行動障害のある人に対する支援
			5 精神障害のある人に対する支援の充実 (1) 精神障害のある人に対する支援
			6 難病のある人に対する支援の充実 (1) 難病患者に対する支援

第6次静岡県障害者計画【令和8年度～令和11年度】			
3 本 柱	大 柱	中 柱	
I	障害に対する理解と相互交流の促進	1 障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進 (1) 差別解消の推進 (2) 権利擁護の推進 (3) 虐待防止対策の推進 (4) 福祉教育・地域交流の推進 (5) 関係団体等との協働の推進 (6) 投票しやすい環境の整備	
		2 <b>情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</b> (1) <b>情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</b>	
		3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興 (1) 障害者スポーツの振興 (2) 文化芸術活動の振興	
		II 地域における自立生活を支える体制づくり	1 身近な相談支援体制整備の推進 (1) 相談支援の充実 (2) 相談支援従事者等の人材育成
			2 暮らしを支える福祉サービスの充実 (1) 地域での支え合い活動の推進 (2) 介護保険制度との連携 (3) 福祉人材の養成・確保 (4) 適切なサービスの確保 (5) 施設サービスの充実 (6) 福祉用具・身体障害者補助犬の普及・拡充 (7) 経済的支援制度の充実と普及・啓発
			3 施設や病院から地域生活への移行の促進 (1) 訪問系・日中活動系サービスの充実 (2) 居住の場の充実 (3) 精神障害のある人の地域移行の促進 (4) 矯正施設退所障害者に対する社会復帰支援の充実
			4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進 (1) 一般就労への支援 (2) 障害のある人の雇用の推進 (3) 職場定着の支援 (4) 福祉的就労への支援 (5) 物品及び役務サービスの優先調達の推進
	5 地域での保健・医療体制の充実 (1) 健康づくりの推進 (2) 自殺総合対策の推進 (3) ひきこもりの状態にある人に対する支援の充実 (4) 地域リハビリテーション体制の充実 (5) 質の高い医療及び歯科医療の提供		
	6 <b>地域や施設における防災体制等の充実</b> (1) <b>地域における防災体制の充実</b> (2) <b>施設における防災体制の充実</b> (3) <b>施設における感染症対策の推進</b>		
	7 安心して暮らせるまちづくり (1) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの整備促進 (2) 誰もが住みやすい住宅整備の促進 (3) 防犯対策の推進 (4) 交通安全対策の推進 (5) 消費者としての利益の擁護及び増進		
	III 多様な障害に応じたきめ細かな支援		1 早期支援体制の整備 (1) 早期発見対策の充実 (2) 早期療育の充実
			2 教育の振興 (1) インクルーシブ教育システムの推進と教育相談体制の充実 (2) <b>特別支援教育等の充実</b>
			3 重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）に対する支援の充実 (1) 重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）に対する支援
			4 発達障害のある人に対する支援の充実 (1) 発達障害のある人に対する支援 (2) 強度行動障害のある人に対する支援
			5 精神障害のある人に対する支援の充実 (1) 精神障害のある人に対する支援
			6 <b>難病を抱える人に対する支援の充実</b> (1) 難病患者に対する支援

第6次静岡県障害者計画の策定スケジュール

資料 8

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【審議会】 障害者施策 推進協議会					8/28 施策推進協議会 (第1回)		11/10 施策推進協議会 (第2回)					3/24 施策推進協議会 (第3回)
【関係団体】					団体・当事者への 意見照会				パブリックコメント			
【庁内関係部局】			骨子案意見照会	7/24 策定・推進協議会 (第1回)			策定・推進協議会 (第2回)				部局作業	
【障害者政策課】												
議会												

骨子案

計画案

計画案修正

公表

● 正副委員長報告

## 障害のある人の工賃向上に向けた民間事業者の取組促進

(健康福祉部障害者政策課)

### 1 概 要

障害福祉サービス事業所で働く人の工賃向上を目的とし、「ふじのくに福産品（授産製品の愛称）」等の継続的・安定的な売上げ確保を図るため、県内に所在する民間企業・団体による購入を促進する。

### 2 現 状

本県の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額、令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により福産品の販売機会の減少や下請業務の受注の落ち込み等により前年度を減少したが、令和3年度以降は増加傾向にあり、令和5年度の平均工賃月額は21,713円と令和4年度から大幅に増加した。

#### <平均工賃月額の推移>

(単位：円、%)

区 分	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
県平均工賃月額	16,511	15,529	16,468	16,866	21,713
対前年伸び率	1.4	△5.9	6.0	2.4	28.7

### 3 課 題

- ・福産品は、大量生産ができないなどの理由によりスーパー等の流通には乗りにくい  
ため、イベント等への出店に販路を見いだしているが、小規模な事業所にとっては  
売上増を目指し出店回数を大幅に増加させることは困難。
- ・オンライン販売などに販路を拡大しても、イベントと同様に一般消費者を対象にし  
ているため、これのみで安定的・継続的な売上げ確保は難しい。

### 4 令和7年度の取組

- (1) 障害福祉サービス事業所の供給能力の向上を図るため、複数の事業所で共通の製  
品を製造する「共同生産体制」の構築に向けて、2圏域（静岡、志太榛原）で試作品  
の開発を支援
- (2) 障害福祉サービス事業所等からの「福産品の年間購入額」と「役務の年間発注額」  
の合計が30万円以上の企業・団体を県が認定・公表し、県における入札で優遇する  
「ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度」の普及

#### <認定企業の推移>

(単位：社・団体)

区 分	R 5	R 6	R 7
SDGs パートナー認定企業	24	35	41

- (3) 企業・団体に対して、福産品のセット商品を購入する「一人一品運動協力隊」  
への参加を依頼（R 6：37社・団体、773口、2,276千円）

にーぜろにーごー  
東京 2025 デフリンピック開催に向けた本県の取組

(健康福祉部障害福祉課)

## 1 概要

本年 11 月に、東京 2025 デフリンピック自転車競技が伊豆市の日本サイクルスポーツセンターで開催されることから、スポーツ・文化観光部と共同して、大会を応援する県民機運の醸成を図るとともに、大会開催を契機とした手話の普及啓発によって大会終了後にレガシーが構築できるよう取組を進める。

区 分	東京 2025 デフリンピック	
	自転車競技	
開催期間	2025 年 11 月 15～26 日	2025 年 11 月 17～25 日
参加者数	選手関係者約 6,000 人(選手 3,000 人)	選手関係者約 250 人(選手約 100 人)
競技種目	陸上、サッカーなど全 21 競技	ロード、MTB
競技会場	東京都内又は東京都近郊	日本サイクルスポーツセンター(伊豆市)

## 2 令和 6 年度の取組

デフリンピックの認知度が局地的であることや、本大会が一過性のものでなく、手話普及の観点からのレガシー構築が必要であることから、**県民の機運醸成への協力や、手話の裾野拡大につながる取組を実施した。**

区 分	内 容
機運醸成イベントへの協力	「デフリンピック 1 年前イベント(R6.11.2)」 「テストイベント(R7.3.22)」 ・上記イベントにおいて「手話であいさつを」運動ブースを出展
若年層を中心とした「手話サポーター」の養成	「手話サポーター」養成講座の開講 修了生 27 名は、テストイベントで「手話であいさつを」運動及び手話ボランティアの活動補助に参加

## 3 令和 7 年度の取組

デフリンピックの知名度向上を図るイベントやデフリンピック大会当日において手話の裾野拡大につながる取組を実施するほか、手話普及のレガシー構築のため、手話サポーターを引き続き養成の上、**組織化について検討する。**

区 分	内 容
機運醸成イベント、大会への協力	「デフリンピック 100 日前イベント(R7.8.3)」 「デフリンピック大会当日」 ・上記イベントで「手話であいさつを」運動ブースを出展
若年層を中心とした「手話サポーター」の養成、組織化の検討	「手話サポーター」養成講座の開講 ・大会に関する各種イベント等でサポート活動を実施 ・養成したサポーターの組織化の検討

# 東京2025デフリンピックへ向けた静岡県への取組

	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度予定)
<b>機運醸成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2年前イベントの開催</li> <li>・ プロスポーツチームやコンソーシアムと連携し、各種イベント等でPR</li> <li>・ 競技紹介パンフレットの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年前イベントの開催</li> <li>・ プロスポーツチームやコンソーシアムと連携し、各種イベント等でPR</li> <li>・ 小中高等の観戦事業立案・観戦校募集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100日前イベントの開催</li> <li>・ 選手壮行会の開催</li> <li>・ 交通広告等掲出</li> <li>・ プロスポーツチームやコンソーシアムと連携し、各種イベント等でPR</li> <li>・ 小中高等の観戦調整・実施</li> </ul>
<b>調整業務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との連絡調整</li> <li>・ 県内連携会議の開催 (年3回程度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との連絡調整</li> <li>・ 県内連携会議の開催 (1回程度)</li> </ul>
<b>情報保障</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場外における情報保障策の検討</li> <li>・ 手話通訳者の養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場外における情報保障策の検討</li> <li>・ 手話サポーターの養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣観光案内所への情報保障機器設置</li> <li>・ 手話サポーターの養成、運営</li> </ul>
<b>おもてなし</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふじのくにスポーツボランティアへのデフリンピック開催PR</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアの募集周知協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場でのにぎわいイベント</li> </ul>
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営団体への職員派遣調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営団体への職員派遣</li> <li>・ デファスリートの強化活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営団体への職員派遣</li> <li>・ デファスリートの強化活動支援</li> <li>・ 記録誌の作成</li> </ul>
	計 1,500千円	計 2,700千円	計 23,200千円 (債務負担含)



## 静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の施行状況

(健康福祉部障害者政策課)

### 1 条例の概要

障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることがなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を、平成 29 年 4 月 1 日から施行

章	項目	内容
総 則	基本理念	<p>障害者差別解消法等の趣旨にのっとり、次のような基本理念を掲げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、<b>等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること</b></li> <li>障害があることに加え、女性であること、男性であること、年齢その他の要因が<b>複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた配慮がなされること</b>など</li> </ul>
	県の責務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する<b>施策を策定し、及び実施する責務を有する。</b></li> <li>県民、事業者及び関係団体は、障害者及びその障害に対する<b>理解を深めるよう努める。</b></li> <li>県民等は、障害者等が<b>合理的な配慮を求めることができる社会環境の実現</b>に寄与するよう努める。</li> <li>県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施する場合にあっては、<b>市又は町と連携する。</b></li> </ul>
差別の禁止	—	県及び事業者における <b>障害を理由とする差別を禁止する。</b>
差別の解消の推進に関する施策	相談及び紛争解決等の体制	<b>相談員を配置するとともに、申立てのあった障害を理由とする差別について、「静岡県障害者差別解消支援協議会」が、助言・あっせんを行う</b> などする。
	県民の理解及び関心の増進	障害者及びその障害に関する <b>正しい知識を県民が習得するための必要な施策、障害者の文化芸術活動・スポーツの参加の機会の確保、表彰等</b> を通じて、県民の理解及び関心の増進を図る。
	県民会議	障害を理由とする差別の解消の推進に関し、広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、「 <b>県民会議</b> 」を開催する。

## 2 条例の施行状況

### (1) 相談員の配置等 (条例第 12 条)

#### ① 静岡県障害者差別解消相談窓口 (平成 29 年 6 月 1 日設置)

項目	内容
運営受託法人	一般社団法人静岡県社会福祉士会
相談窓口	静岡県総合社会福祉会館 (シズウエル) 4 階
相談日時	週 3 日 (火・水・金曜日) 10:00~16:00 ※祝日及び年末年始除く
相談体制	専任の相談員 (社会福祉士) を 1 人配置
業務内容	電話等相談、ケース支援、事例の分析、企業等への派遣

#### ② 相談件数 資料 11-2 参照

### (2) 助言又はあっせんの申立て (条例第 13 条~19 条)

助言・あっせんの申立ての前の段階で、協議・調整し解決に至っていることから、これまで 0 件となっている。

### (3) 県民の理解及び関心の増進 (条例第 20 条)

周囲にいる人に援助や配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの普及や、駅ホームでの転落防止や困っている障害のある人を支援する声かけサポーターの養成など、合理的配慮の推進に向けた取組等を実施

区分	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
ヘルプマーク推進 (累計窓口配布数)	30,550 個 (+21,020)	33,100 個 (+2,550)	35,480 個 (+2,380)	38,390 個 (+2,910)	42,195 個 (+3,805)	49,940 個 (+7,745)	58,296 個 (+8,356)
声かけ サポーター養成	200 人	147 人	255 人	138 人	170 人	162 人	191 人
合理的配慮 理解促進助成	19 団体等	18 団体等	10 団体等	12 団体等	17 団体等	12 団体等	11 団体等

### (4) 表彰等 (条例第 23 条)

条例に基づき、県民の模範となる障害に対する理解を深める取組や障害のある人とない人の交流の機会を拡大する取組等を行った個人・事業者・団体等を表彰することにより、差別解消の好事例の共有及び普及を推進する。

年度	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
表彰者数	8	7	7	10	6	6	6

### (5) 障害を理由とする差別解消の推進に関する県民会議 (条例第 25 条)

県や市町、障害のある方や関係団体だけでなく、県民が一体となって「オール静岡」で障害を理由とする差別解消を推進するため、条例に基づき、「障害を理由とする差別解消推進県民会議」を開催する。

年度	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
県民会議 参加団体数	233 団体 (+6)	249 団体 (+16)	266 団体 (+17)	267 団体 (+1)	272 団体 (+5)	280 団体 (+8)	281 団体 (+1)
開催日 (出席者)	9/3 (162 人)	9/6 (158 人)	8/31 (15 人)	10/25 (20 人)	11/17 (11 人)	11/29 (127 人)	12/17 (146 人)

※令和 2、3、4 年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、表彰式のみ実施

## 令和6年度「障害者差別解消相談窓口」の相談状況について

(健康福祉部障害者政策課)

令和6年度の相談件数は**44件**で、その他の相談を合わせると**154件**となった。

## 1 相談件数

- ・令和6年度の障害を理由とする差別に関する相談件数は44件で昨年度比で3件増加した。
- ・その他の相談と合わせると、令和6年度の相談件数の合計は154件となった。

(単位：件)

年度	障害を理由とする差別に関する相談				その他	合計
	県専門 相談窓口	県	市町	計		
R2	21	8	15	44	84	128
R3	18	6	13	37	85	122
R4	7	2	42	51	90	141
R5	8	0	33	41	73	114
<b>R6</b>	<b>10</b>	<b>1</b>	<b>33</b>	<b>44</b>	<b>110</b>	<b>154</b>
<b>R6 - R5</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>37</b>	<b>40</b>

※令和6年度「その他」の内訳

事業者等からの問い合わせ9件、要望等6件、日常の悩み事相談等95件

## 2 障害を理由とする差別に関する相談(44件)の分野別内訳

「交通機関の利用」に関する相談が最も多く、次いで「行政」が多かった。

(単位：件)

分野	不当な差別的 取扱い	合理的配慮の 不提供	計
交通機関の利用	5	7	12
行政	3	5	8
商品販売・サービス提供	5	2	7
労働及び雇用	0	3	3
教育	0	3	3
建築物の利用	1	1	2
不動産取引	3	0	3
福祉サービス	1	0	1
医療	0	1	1
その他(国つなぐ窓口から取次等)	3	1	4
計	<b>21</b>	<b>23</b>	<b>44</b>

### 3 障害を理由とする差別に関する相談(44件)の発生地域別内訳

静岡圏域が最も多く、次いで西部圏域が多かった。

(単位:件)

圏域名	件数	計									
		福祉サービス	医療	商品販売サービス提供	労働雇用	教育	建築物の利用	交通機関の利用	不動産取引	行政	その他
賀茂	3	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0
熱海伊東	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
駿東田方	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
富士	6	0	0	1	0	0	1	0	2	1	1
静岡	17	0	0	2	0	1	1	7	0	4	2
志太榛原	4	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0
中東遠	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
西部	8	0	0	3	1	2	0	1	1	0	0
不明(匿名)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	<b>44</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>7</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>12</b>	<b>3</b>	<b>8</b>	<b>4</b>

### 4 相談者

本人からの相談が全体の約6割を占めた。

(単位:件)

相談者	件数	比率
本人	27	61.4%
家族	8	18.2%
福祉団体・事業所	3	6.8%
企業	0	0%
行政	0	0%
その他(後見人等)	6	13.6%
計	<b>44</b>	100%

### 5 相談への対応

窓口職員が、事実確認や対象事業者等との調整、相談者への助言など、解決に向けた働き掛けを行っている。

(単位:件)

相談への対応内容	件数	比率
対象事業者、行政機関と情報共有、調整、助言等	21	47.7%
傾聴のみ	15	34.1%
事実確認、調整等直接対応	4	9.1%
対応方法助言	2	4.5%
担当部署、窓口、他制度等紹介	1	2.3%
差別解消法等趣旨説明、資料提供	0	0%
その他	1	2.3%
計	<b>44</b>	100%

## 6 主な相談事例

### <不当な差別的取扱いの事例>

No.	1	障害種別	分野	相談 時期	R7. 6	受付 機関	県
		身体障害	商品販売サービス				
相談内容	オストメイトの団体からの相談。オストメイトの団体の会員が、県内旅行会社を通して、県外旅行ツアーを申し込んだところ、県外宿泊施設2カ所から、大浴場の利用を断られた。						
対応	当該旅行会社に確認。オストメイトであることを事前に伝えたところ、県外宿泊施設2カ所から、大浴場の利用を断られたため、その旨を当事者の方へお伝えしたと報告を受けた。本県より、当該旅行会社へ法の趣旨を説明し、宿泊施設への働き掛けを依頼した。						
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該旅行会社が宿泊施設に対し、法の趣旨を説明し、適切に対応するよう求めたところ、宿泊施設側で対応を改められた。</li> <li>・本県から対象事業者所在県の担当課へ情報提供。担当課から対象事業者の団体へ差別解消法について周知徹底を依頼する文書を発出。</li> <li>・本県から、県内関係団体へ事案の情報提供及び周知依頼を行った。</li> </ul>						

No.	2	障害種別	分野	相談 時期	R6. 10	受付 機関	県
		精神障害	行政				
相談内容	障害のある方の後見人からの相談。被後見人が、市役所にて戸籍の交付手続きをしようとしたところ、被後見人であることを理由に受け付けられないと言われた。						
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所の担当課に事実確認を行ったところ、運用上、被後見人からの請求で「証明書」を発行していないことから、マニュアルの見直しを検討していくとの回答を得た。</li> <li>・県より、法の趣旨を説明し、適切に対応願いたいことを依頼。</li> </ul>						
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所担当課にて、マニュアルの見直しを行い、被後見人の申請で、発行するということに改めた。</li> <li>・担当課から相談者へ直接連絡をし、対応状況を説明することとなった。</li> </ul>						

<合理的配慮の提供の事例>

No.	3	障害種別	分野	相談 時期	R6. 8	受付 機関	市町
		視覚障害	その他				
相談内容	図書館で、視覚障害者でも音声解説付DVDが認識できるよう目印を付けるよう依頼したが、対応してもらえない。						
対応	対象事業者へ法の趣旨を説明し、過重な負担とならない範囲で適切な対応をするよう求めた。						
結果	施設側と話し合い、目印を付けることとなった。						

No.	4	障害種別	分野	相談 時期	R6. 8	受付 機関	市町
		身体障害	商品販売サービス				
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすユーザーである相談者が、スポーツ団体が運営するシャトルバスに乗った際、合理的配慮がなされなかった。</li> <li>・車いすのまま移動できる低床バスの導入などにより合理的配慮の提供をしてほしい。</li> </ul>						
対応	当該事業者へ連絡し、事実確認及び合理的配慮の義務化について説明した。						
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者が望む対応は過重な負担になるため難しいとのこと。市から当該事業者へ相談者と事業者の建設的対話として「相談者にどんな方法で介助ができればバスの座席までの移動が少しでも楽になるのか」等を聞き、事業者として対応可能であれば解決できるのではないかと伝えた。</li> <li>・事業者から相談者へ話をし、相談者がシャトルバスを利用する際には、個別にできる範囲で対応をしていくこととなった。</li> </ul>						

## ○静岡県障害者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、静岡県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、協議会の事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月30日条例第1号）

この条例は、心身障害者対策基本法の一部を改正する法律（平成5年法律第94号）附則第1項ただし書に規定する第30条の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月25日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第29号）

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。



## ○静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人としての尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら共に暮らしていける社会こそ、私たちが目指す目標である。

これまで静岡県においては、障害がある者が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことのできる「魅力ある“ふじのくに”の実現」を目指して、「障害者働く幸せ創出センター」を拠点に、障害がある者が働く幸せを感じられるように就労支援を行うなど、障害がある者の障害の特性や程度、ライフステージに応じた相談体制や支援体制の確保に努めてきた。併せて、地域におけるきめ細かな支援を受けられるように福祉サービスを拡充し、垣根のない福祉を目指す「ふじのくに型福祉サービス」の推進を図るなど、障害がある者の自立と社会参加に向けた支援を充実するとともに、文化や芸術、スポーツを通じて障害がある者の社会参加を進め、障害がある者への理解を深める施策を講じてきた。

また、全国で初めてユニバーサルデザインの理念を県政全般に導入し、その推進に取り組むとともに、静岡県地震対策推進条例に基づき、障害がある者を含めた社会的弱者の視点等に立った防災対策に取り組むなどの障害がある者への先進的な施策を展開してきた。

しかしながら、障害がある者の社会参加が進む中であっても、今なお障害がある者が、日常生活や社会生活の様々な場において、障害を理由とする差別を受けたり、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁によって、暮らしにくさを感じている実態がある。

そこで、全ての県民が、障害を理由とする差別を身近な課題と捉え、社会的障壁等の除去について、建設的な対話を通じて、障害がある者も障害がない者も互いに理解し合えるようにするための社会的な配慮をさらに進めて、その解決に踏み出し、障害を理由とする差別を解消していくことが必要である。

ここに、障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理念にのっとり、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくりを目指すことを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関し県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、相談体制の確保、障害者及びその障害に対する理解を深めるための施策その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策

の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的な配慮をしないことをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 障害者に対して、正当な理由がなく、障害を理由として、財、サービス、機会の提供等を拒否し、又は当該提供等に当たって場所、時間等を制限し、若しくは条件を付けること等により、障害者の権利利益を侵害することをいう。
- (5) 合理的な配慮 障害者の求め（当該障害者が障害によりその意思の表明を行うことができない場合又はその意思の表明を行うことが著しく困難な場合にあつては、当該障害者の意思の表明を代わりに行う者の求め）に応じて、障害者が障害者でない者と同等の権利を行使するために、又は障害者でない者と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な措置を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる程度を超えた過重な負担を伴うものを除く。

(基本理念)

第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全ての障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全ての障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 障害があることに加え、性別、年齢その他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた配慮がなされること。
- (4) 障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（県民等の役割）

第5条 県民、事業者（法第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する関係団体（以下「県民等」という。）は、基本理念にのっとり、障害者及びその障害に対する理解を深めるとともに、県又は市若しくは町が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民等は、障害者等が合理的な配慮を求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるものとする。

（県と市又は町との連携）

第6条 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施する場合にあっては、市又は町と連携するものとする。

2 県は、市又は町が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に必要な情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第7条 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 障害を理由とする差別の禁止

（県における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由とする差別をしてはならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第9条 事業者は、福祉、医療、雇用、商業、交通、教育その他の障害者の日常生活又は社会生活に関する分野において、その事業を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 事業者は、福祉、医療、雇用、商業、交通、教育その他の障害者の日常生活又は社会生活に関する分野において、その事業を行うに当たり、合理的な配慮をしなければならない。

## 第3章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策

（静岡県障害者差別解消支援協議会）

第10条 法第17条第1項の規定に基づき、静岡県障害者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、法第18条第1項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 事業者が不当な差別的取扱いを行った事案及び合理的な配慮をしなかった事案（以下これらを「対象事案」という。）について、助言又はあっせんを行うこと。

(2) 障害を理由とする差別の解消を図るため、障害者の日常生活又は社会生活において特に配慮すべき事項に関する協議を行うこと。

3 協議会は、法第17条第1項に規定する関係機関のほか、次に掲げる者で構成する。

(1) 障害者、その家族その他の関係者が組織する団体を代表する者

(2) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

(3) 学識経験者

(相談への対応)

第11条 何人も、県に対し、障害を理由とする差別に関する相談をすることができる。

2 県は、前項の規定により相談を受けたときは、その内容に応じて次に掲げる対応をするものとする。

(1) 相談者に対して、必要な助言又は情報提供を行うこと。

(2) 相談に係る当事者間の必要な調整を行うこと。

(3) 関係行政機関へ必要な通報その他通知を行うこと。

(相談員の配置等)

第12条 知事は、前条第2項各号に掲げる対応をする者として、相談員を置くことができる。

2 相談員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でなくなった後も同様とする。

3 県は、障害を理由とする差別に関する相談に対応することができるよう人材の育成及び確保のための措置を講ずるものとする。

(助言又はあっせんの申立て)

第13条 障害者は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対し、協議会による助言又はあっせんを求める旨の申立てをすることができる。

2 障害者の家族その他の関係者は、本人に代わって前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが本人の意思に反することが明らかである場合は、この限りでない。

3 第1項の申立ては、第11条第1項の相談を経た後でなければすることができない。

(事実の調査)

第14条 知事は、前条第1項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、相談員に、前項の調査の全部又は一部を行わせることができる。

3 第1項の調査を行う職員及び前項の規定により調査を行う相談員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(助言又はあっせん)

第15条 知事は、第13条第1項の申立てがあつた場合において、当該対象事案の解決を図るために必要があると認めるときは、協議会に対し、当該対象事案の当事者に対する助言又はあつせんを行うよう求めるものとする。

2 協議会は、前項の規定により助言又はあつせんを行うよう求められたときは、当該対象事案を解決するために必要な助言又はあつせんを行うものとする。

3 協議会は、前項の助言又はあつせんのために必要があると認めるときは、当該対象事案の関係者に説明又は資料の提出を求めることができる。

4 協議会は、当該対象事案の関係者が前項の規定による説明若しくは資料の提出の求めに正当な理由がなく応じないとき又は当該求めに対し虚偽の説明若しくは事実と異なる内容の資料の提出を行ったと認めるときは、知事に対しその旨を通知するものとする。

(勧告)

第16条 協議会は、前条第2項の規定によりあつせんを行った場合において、当該対象事案に関し、不当な差別的取扱いを行った者又は合理的な配慮をしなかつた者（以下「対象事案該当者」という。）が正当な理由がなく当該あつせん案を受諾しないときは、当該対象事案該当者に対し、必要な措置を執るよう勧告することを知事に対して求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあつた場合において、必要があると認めるときは、当該対象事案該当者に対して、必要な措置を執るよう勧告することができる。

第17条 知事は、第15条第4項の規定による通知があつたときは、当該通知に係る者に対し、必要な措置を執るよう勧告することができる。

(公表)

第18条 知事は、第16条第2項の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(意見の聴取)

第19条 知事は、第16条第2項又は第17条の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所その他必要な事項を示して、当該勧告を受ける者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該勧告を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わずに当該勧告をすることができる。

2 前項の規定は、前条の規定による公表に準用する。

(県民の理解及び関心の増進)

第20条 県は、障害者及びその障害に対する理解が深まることにより障害を理由とする差別が解消されることの重要性に関する県民の理解及び関心が増進されるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 障害者及びその障害に関する正しい知識を県民が習得するために必要な施策
- (2) 障害者及びその障害に関する正しい知識の普及及び啓発を行うために必要な施策

(3) 障害者と障害者でない者との交流の機会の拡大及び充実を図り、その相互理解を促進するために必要な施策

(文化芸術活動)

第21条 県は、障害者が文化芸術活動に参加することができる機会を確保するとともに、障害者と障害者でない者が共に文化芸術活動に参加することができる機会を提供することにより、その相互理解が促進されるよう努めるものとする。

(障害者スポーツ)

第22条 県は、障害者のスポーツを振興し、及び障害者がスポーツに参加することができる機会を確保するとともに、障害者と障害者でない者が共にスポーツに参加することができる機会を提供することにより、その相互理解が促進されるよう努めるものとする。

(表彰等)

第23条 知事は、障害者及びその障害に対する理解を深めることにより障害を理由とする差別を解消するための取組に関し顕著な功績があると認められる者に対して、その功績を公表し、及び表彰することができる。

(情報の収集、整理及び提供)

第24条 県は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する県民会議)

第25条 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、障害者、その家族及び障害者の福祉に関する事業に関する団体その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する関係団体、県民並びに事業者が参加する障害を理由とする差別の解消の推進に関する県民会議を開催するものとする。

#### 第4章 雑則

(規則への委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 知事は、少なくとも3年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に生じた改正前の静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第10条第2項第1号に規定する対象事案の解決に係る手続については、なお従前の例による。

## ○静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成29年静岡県条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 静岡県障害者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する関係機関の職員
- (2) 障害者、その家族その他の関係者が組織する団体を代表する者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 学識経験者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(助言又はあっせんの申立て)

第7条 条例第13条第1項の規定による申立ては、様式第1号による助言（あっせん）申立書を知事に提出して行うものとする。

(身分証明書)

第8条 条例第14条第3項の証明書の様式は、様式第2号によるものとする。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則（令和元年7月1日規則第4号）

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。